

平成27年9月15日（火曜日）午前10時開議

本日の会議に付した案件

- 認定第2号 平成26年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第3号 平成26年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第4号 平成26年度久慈市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認定第5号 平成26年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第6号 平成26年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第7号 平成26年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第8号 平成26年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第9号 平成26年度久慈市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認定第9号 平成26年度久慈市水道事業会計決算

出席委員（21名）

- 1 番 豊 卷 直 子君 2 番 岩 城 元君
3 番 小 倉 利 之君 4 番 黒 沼 繁 樹君
5 番 山 田 光君 6 番 上 山 昭 彦君
7 番 泉 川 博 明君 9 番 二 子 賢 一君
10 番 下川原 光 昭君 11 番 桑 田 鉄 男君
12 番 畑 中 勇 吉君 13 番 佐々木 栄 幸君
14 番 砂 川 利 男君 16 番 小野寺 勝 也君
17 番 城 内 仲 悦君 18 番 山 口 健 一君
19 番 八重櫻 友 夫君 20 番 下 館 祥 二君
21 番 高屋敷 英 則君 22 番 宮 澤 憲 司君
24 番 濱 欠 明 宏君

欠席委員（1名）

- 8 番 澤 里 富 雄君

事務局職員出席者

- 事務局長 澤口 道夫 事務局次長 嵯峨 一郎
議事係長 皆川 賢司 議事係主任 長内 紳悟

説明のための出席者

- 市長 遠藤 謙一君 副市長 中居 正剛君

- 総務部長 勝田 恒男君 総合政策部長 一田 昭彦君
生活福祉部長 和野 一彦君 産業経済部長 浅水 泰彦君
(兼福祉事務局長)
建設部長 中森 誠君 会計管理者 鹿糠沢光夫君
(兼水道事務局長)
山形総合支所長 大森 正則君 監査委員 石渡 高雄君
財政課長 久慈 清悦君 監査委員事務局長 田端 正治君
そのほか関係課長等

~~~~~  
午前10時00分 開議

○副委員長（黒沼繁樹君） ただいまから、本日の決算特別委員会を開きます。

各委員にお願いいたします。質疑の際はページ及び項目等を示し、簡潔にお願いいたします。

直ちに付託議案の審議に入ります。

~~~~~  
認定第2号 平成26年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算

○副委員長（黒沼繁樹君） 認定第2号「平成26年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 この土地取得の関係ですが、一般会計から繰り入れをしてたしか返済していると思ったんですが、これ何年まで、たしか平成29年あたりと思ったんですが、その内容についてひとつお聞かせいただきたいと思います。

二つ目は、土地開発基金利子ですが、5,869円の収入済みとなっていますけども、これ多分一般会計のほうに計上されて、処理されているとそういうふうに見えるんですが、その関係も含めてお聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 久慈財政課長。

○財政課長（久慈清悦君） ただいまの質問でございますが、この起債につきましては、平成9年に元気の泉の用地を取得しております。それに充てた起債の償還を一般会計のほうから繰り入れて償還しているというところでございます。平成29年3月までの償還でございます。

それから利子の関係でございますけれども、利子につきましては、土地開発基金の現金分7,706万円、この利子につきましては、土地取得会計を通じて一般会計に繰り入れて、事務費等に充当しているところでございます。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

歳出、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 これ、きのうの財産の説明のところであったんですけど、現在、土地で9万8,018平方メートル持っているわけですが、この土地の内容と、現金化すると当然基金全体の金額はわかるんですが、基金全体の金額とその土地の分で、土地の内容とその基金残高がどうなっているのかを聞かせてください。基金の額、土地のです。お聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 久慈財政課長。

○財政課長（久慈清悦君） ただいまのご質問ですが、土地開発基金で、土地で持っている分でございますが、内容は、久慈堆肥センターの用地、あと消防庁舎の用地と、それから柏崎地区の道路代替用地、それから平庭観光施設の用地、これらで合計9万8,018平米でございます。金額に換算いたしますと、基金の全体の額が4億8,300万円でございます。現在の額で4億600万円ぐらいが土地の部分となっております。正確には、4億594万円の土地で、合計4億8,300万円が土地開発基金の額で、条例のほうにその額が示されているところでございます。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 基金で持っていますから金額は動かないんですけど、結局、現金で持っている部分については、今言われたように7,700万円に対する率が出るんですが、この久慈堆肥センター、それから消防庁舎、柏崎の道路代替関係、それから平庭観光開発の分というふうになるわけです。これは、将来的にどういった形で解消していくことになっているのか。結局、当然、一般会計で措置していかないと、これはずっと続くわけですけども、これは元気の泉については平成29年で終わるんだということになっていますが、この関係の中で、どこか計画的に解消していくことになっているのか、そのことについてお聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 久慈財政課長。

○財政課長（久慈清悦君） ただいまの土地開発基金で持っている土地でございますが、本来であれば一般会計というか、それぞれ担当部署、所管で、一般会計のほうで買い取って、行政財産にして土地と建物と合わせて行政財産にしていくことが適当だと思われませんが、ただなかなか財政状況等ありまして、今までも例

えば特養の社会福祉施設用地等も基金で購入して、ただそのときには、財政状況がある程度許したということで購入して、行政財産にしております。

同じような形で、財政状況等を見ながら、一般会計で買い取って行政財産にしていくんですが、今のところいついつに行政財政にできるということは、ちょっと申し上げられないんですが、状況等を見ながら買い戻していくような形にはなってくるかと思えます。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 私、1回に解消しろとは言っていないんです。当然、財政状況ありますから、一般会計で負担できる部分は限界がありますからね。さっき言った元気の泉については、毎回2,600万程度、平成29年3月で終わるんだということになります。そうしますと、いずれ決算時期において、一定程度の剰余金が出るんだということがあったときに、計画的にやっていくという方向をつくっておかないと、財政が好転するっていうのはあんまり今のところ見通しつかないわけですけども、しかしここのところやっぱり土地開発基金を使って土地を買い取ってというとき、まさにこれがあれば、また新たな事業を展開するときにそれなりの力になると思えますけど、その点、この見通し、考え方お聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 久慈財政課長。

○財政課長（久慈清悦君） 今、委員さんがおっしゃられたとおり、まずいろいろ財政状況を見ながら、検討していきたいと思えます。事業導入する際には、前もって公共用地を先行取得するという形と、あと事業と一緒に起債等を入れて取得していくという形もありますので、その起債の有利性とか財政状況を見ながら進めていきたいと思えます。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。

認定第2号「平成26年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 起立全員であります。よって、認定第2号は認定すべきものと決しました。

~~~~~  
認定第3号 平成26年度久慈市国民健康保険  
特別会計歳入歳出決算

○副委員長（黒沼繁樹君） 次に、認定第3号「平成26年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

事業勘定、歳入、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 単年度収支で見ると2,800万余の黒字となっております。そこで、過般の一般質問でも触れたんですが、いわゆる保険者支援金です。来年度以降も継続してあるというふうに認識しているんですが、そういうことで間違いはないですか。確認させてください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小田市民課長。

○市民課長（小田一君） ただいまの保険者支援制度につきましては、平成27年度において恒久的措置とされたところであり、来年度以降も継続されるということでございます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 そうすると、形式収支で見ると3,990万円の赤字になっているということになります。恐らく年度末でどう処理されるかわかりませんが、少なくとも、年度末で一般会計から赤字補填することになれば、現在の3,990万円から、先般の一般質問で触れた支援金制度の増額分の2,700万円、これは新しい拡充制度で出てきたわけですから、それを差引くと、4,000万円から2,700万円を差引けば、1,300万円程度の一般会計からの赤字補填で間に合うということになると思うんですが、いかがですか。

それと同時に、場合によっては、1,300万円程度だということ、場合によってはさらに繰り上げ充用するという可能性もあるのかなと思うんですが、それらについてもお聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小田市民課長。

○市民課長（小田一君） ただいま委員おっしゃった通り、確かに赤字補填分ということで一般会計から繰り入れをいただきますと、実際の負担額というのは軽減されるということになります。

ただ、一般会計のほうも相当厳しい財政運営の状況でございますので、国保の会計とすれば、その部分については一般会計と相談しながら、やはりどの程度繰り入れる、あるいは現在のところ、一般質問等の答弁

でも、直ちに国保税を引き下げるとは難しいという部分でお答えしておりますけれども、十分に検討していかねばならない内容だというふうに思っております。

それから保険者支援制度、実は平成15年度からできた制度でございますが、これが平成27年度に拡充されたということでもあります。したがって、この制度がなければ、国保税を実はもっと上げざるを得なかったという状況もありまして、そういった部分で、保険税の値上げというか上昇を抑制してきた効果もあるというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 それではお尋ねします。24年度、25年度において、いわゆる赤字補填、法定外繰り入れ、24年、25年それぞれ幾らずつ出していますか。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小田市民課長。

○市民課長（小田一君） 24年度の法定外繰り入れは9,687万3,275円となっております。25年度の法定外繰り入れはありませんでした。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 25年度、6,800万繰り入れていませんでしたか。繰り入れないで、繰り上げ充用で処理したということでしたか。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小田市民課長。

○市民課長（小田一君） 26年度におきましては、25年度分に対して繰り上げ充用金を歳出として支出しておるわけですので、その分を26年度会計で一般会計から繰り入れてもらっているものでございます。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 そうすると、繰り上げ充用で対応しているとすれば、25年度6,800万円あったのが、今度の決算で、26年度決算で3,990万円の赤字と。その差の2,800何万が、いわゆる単年度収支で言えば黒字だという関係になるわけですね。それでいいですね。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小田市民課長。

○市民課長（小田一君） あくまでも、単年度の収支では3,900何万の赤字ということになります。一般会計から支援していただかないと27年度決算で、その分が欠損というか、歳入不足が生じていくということ

になります。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 この審査意見書、42ページ。形式収支では3,990万円の赤字だと。実質収支も同額の赤字だと。この歳入不足、翌年度からの繰り上げ充用により補填していると。また、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2,828万6,510円の黒字だと。そうじゃないんですか。この審査意見書を私は紹介してるんですよ。2,800万円の単年度収支は黒字じゃないですか。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小田市民課長。

○市民課長（小田一君） ただいまの点につきましては、25年度の赤字額から26年度の赤字額が縮小したことによる差額というふうにとらえております。25年度において6,800万幾らの赤字。それが、26年度においては3,990何万円と、そういった赤字になっておりますので、25年と26年度の比較での赤字幅の縮小という部分の数字というふうにとらえております。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 わけがわからないっていう声があるが、今の答弁だとこれとの整合性が、ちょっと私もわからないんですよ。6,800万円から4,000万円弱引いた2,800万円はそれぞれ連結してのあれですから、単年度収支では2,800万円の黒字だと。もし今の課長の答弁だとすれば、監査委員の意見書が不正か不十分だということになるんですよ、記述が。では、監査委員のほうに聞きますか。私の理解が悪いのかな。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小田市民課長。

○市民課長（小田一君） 先ほどの答弁の繰り返しになるかと思いますが、この審査意見書のとおり、26年度の実質収支から25年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2,828万6,510円の黒字と。要するに赤字幅が縮小したという部分の表現であるというふうにとらえております。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 では監査委員に聞きます。黒字という表現と赤字幅が圧縮されたというのは同義語ですか。

○副委員長（黒沼繁樹君） 暫時休憩いたします。

午前10時20分

休憩

午前10時22分

再開

○副委員長（黒沼繁樹君） 委員会を再開いたします。石渡代表監査委員。

○監査委員（石渡高雄君） 審査意見書の60ページをごらんいただきたいと思うんですが、ここを見ていただきますと、歳入歳出差し引き額がマイナス三角の3,990万6,438円と、前年度の実質収支が6,819万2,914円と。そういうことで、私どもの計算方式というのがこれに当てはまりますと、単年度収支でプラスの2,828万6,510円。これに当てはめて表現しているつもりでございます。

ただ、今、委員さんおっしゃったように、黒字という表現が正しかったか、今ちょっと数字の対比でお知らせしたほうがよかったかなと今、話していましたが、私どもとすれば、これでいつもやっておりまして、このまま表現させていただいたことでございます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 事業の監査をして、今説明あったように単年度収支では黒字だと、数字的にも。表現も黒字だと。そうすると、明らかに違うということは、どこで整合性を持たせればいいのか。これは、いわゆる本会議に提示した書類だということになりますよね。もし、齟齬、不整合があれば、どこかで整合性をもたせなくちゃならない、一致させなくちゃならない。その取り扱い、委員長、どういうふうにすればいいんですか、教えてください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小田市民課長。

○市民課長（小田一君） あくまでも実質収支につきましては、単年度ごとの、決算を締めた時点での収支ということで、2年連続赤字という決算額になっております。

この単年度収支については、実質収支から実質収支を引いた比較の数字であるというふうにとらえておりますので、この計算によれば2,828万6,510円の黒字といますか、そういった比較した数字が出てくるということですが、ただしあくまでも決算をした時点で、平成26年度においては歳入不足額が生じておる。その額は3,990万6,438円ということでありまして、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 確かに聞いてみればどっちもそれなりの理屈、わかるようには思います。ただし、委員長、これは本会議で出された書類です。それはそれとして、明らかにこういう事業担当のところと監査とのあれが食い違うというのははずいと思うんですよ。こっちは赤字が圧縮なったのだと。こっちは黒字だという表現でしょう。それをどこかで整理しなかったら、まずいんじゃないですか。その取り扱いについて、委員長よろしくお願ひします。

○副委員長（黒沼繁樹君） 暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

○副委員長（黒沼繁樹君） 委員会を再開いたします。  
小田市民課長。

○市民課長（小田一君） ただいまの単年度収支についてであります、あくまでも実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額ということで表現しております、この部分がプラスであれば黒字という表現、そしてマイナス、三角がついていけば赤字という表現をしております、審査意見書の60ページでございます表の中で、一般会計は単年度収支、三角の2億7,000幾らということになっておりますが、審査意見書の表現でもこれは三角がついておりますので赤字ということになっておりますので、この点でご理解いただきたいというふうに思います。表現としてはそういうことです。

ただし、実際の部分では、やはり医療費に対して歳入が不足している状況でありまして、26年度においてはこの表のとおりの実質収支ということになっておりまして、約4,000万円弱の赤字とというふうになっておりますのでご理解いただきと思います。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 その分の詳細については、後で整理させていただきますが、結局、私が言いたいのは、約4,000万円弱の赤字の決算になっていると。それに対して、支援金制度で2,700万円が増額で来るということになると、いわゆる赤字補填するとすれば、繰り上げ充当すればまた別ですが、赤字補填をするとすれば1,300万円程度の持ち出しで済むということになる

のは間違いないと思います。

そういう点では、財政が厳しいというのはそのとおりですが、やはり国の制度の趣旨も、市町村が抱えている国保財政は厳しいと。それから、被保険者の負担も限界に来ているというような趣旨から、この制度が始まったと思うんです。そういう制度の趣旨からすれば、私は全部とは最初から言っていないです。少なくとも、増額になった分ぐらいは被保険者にやっぱり手当すべきじゃないかということをお場で重ねて求めておきたいと思ひます。

次に、いわゆるこれは24年度の決算で見ているんですが、所得に占める国保税の調定額で見ると、13.9%になっているんです。これは他の保険制度、皆さんの共済とかあるいは社会保険と比べると、所得に占める13.9%の負担っていうのは極めて高いと思うんですが、他の社会保険制度の比較の資料をもしお持ちでしたらお知らせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小田市民課長。

○市民課長（小田一君） 保険料の負担率ということだと思いますが、これは全国的な数字でお答えしたいと思ひます。最新の資料で、所得に対する保険料の負担率は、市町村国保が9.9%となっております。他の医療保険制度ですと、協会健保が7.6%、組合健保が5.3%、ただしこれは労使折半ということで、使用者の負担が伴っているということで、こういうふうになっていると思ひます。

市町村国保についても、国・県の負担、そしてさまざまな支援制度の中で、保険料の軽減ということで、現在でも毎年制度の改善といひますか、そういったことで国のほうでも制度を改善しております、例えば26年度、27年度と、保険料の軽減措置の拡大をしている。その中で7割、5割、2割の保険料軽減になる部分が、2カ年連続で拡大しているということございまして、確かに境界層といひますか、全くの税負担しない部分との改善といひるのはないかもしれませんが、多くの低所得者と言われる層については、保険料の軽減措置を講じているということでもあります。

そしてまた、保険者支援制度ですけれども、これは低所得者が多い保険者を支援するという制度ですので、保険料軽減措置と保険者支援制度、この2本立てでもって市町村国保を支えるというそういう制度になっているものでございます。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 保健事業の人間ドック利用の関係ですが、これ資料を見ると164件で387万3,000円となっていますが、この人間ドックですが、例えば農協さんなんかがタイアップしてやっているふうにも実際あるんですけども――

○副委員長（黒沼繁樹君） 今、歳入です。

〔「失礼しました」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

歳出、質疑を許します。

城内委員。

○城内仲悦委員 大変失礼しました。

これページ数でちょっとわかりませんが、この資料を見ると、保健事業で人間ドックに助成をしているわけですが、上限3万円になっています。私もついこの間まで知らなかったんですが、いわゆる国保の被保険者であればこの病院でもいいんだというふうに今なっていると。これまで農協さん等を通じてタイアップしていたケースが多いんですけども、この医療機関、どういったところに多く行っているのか。あるいは農協さんとタイアップして行っている方が多いのか。あるいは八戸のどこかの人間ドックの病院に行っているかというふうにあると思いますが、どちらの病院に行き、ドックやっているのか。あるいは県立久慈病院もあると思いますけれども、そのデータがおありでしたらお聞かせください。ドック先です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小田市民課長。

○市民課長（小田一君） ただいま詳細なデータは持ち合わせておりませんが、傾向として農協を使った人間ドックが多いというふうに把握しております。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 ぜひこれは、後でデータ欲しいですが、実は、盛岡医療生協という病院があるわけです。実際、この間調べたら、ここも使えるということになりまして、今後タイアップしようという動きがあるようですけれども、そういった意味では本当に、何といえますか、ドックそのものが被保険者であればどこでもいいんですよという、何というかそういう何か説明見たことがないんですよ。だから、ぜひドックのありよう、例えば県立病院でもいいし八戸のどこかでもい

いし、補助率2分の1で上限3万円ですから、例えば盛岡医療生協だと、組合員だとさらに軽減されるわけですよ。

そういった意味で、ほんとに安い経費で人間ドックを受けて健康を保持するというのは極めて大事なんで、その辺の被保険者が利用しやすいような、そういうようなパンフレットもつくっていただいて、ぜひどちらでもいいですよというふうなことももうちょっと強調してほしいなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小田市民課長。

○市民課長（小田一君） ただいまの委員ご指摘の点については、ご指摘のとおり検討を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1点お聞かせください。主要な施策の説明書の30ページ、去年から、30歳から39歳の人に対しての特定健康診査をおやりになって、167人が受診をされたということなんですが、非常にいいと思うんですが、その結果を受けて、どういう結果の成果といえますか、どういう結果が得られて、今後の生かす方向性なりが出てきていると思うんですが、その点についてお聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小田市民課長。

○市民課長（小田一君） 主要な施策の成果に関する説明書30ページの特定健康診査、30歳から39歳までということでもありますけれども、ここについては若年健診ということで特定健診受診の動機づけを図るということで導入した制度でございまして、この部分の人数について拡大を図って、そしてまた当然、診査が終わればその結果基づく保健指導というものをやるわけがありますけれども、これ当然40歳以降に対しても、そういったサイクルでもって進めていくことによって、やはり早期発見・早期治療と、そういった部分で国保財政に対しても反映させてまいりたいというふうに思いますし、何よりも市民の健康を守るという立場から、この事業については積極的にPRを図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 109ページなんですけれども、特別

会計の成果の関係ですが、いわゆる東日本大震災に係る一部負担の免除事業、これは復興関係ですけど、これ見ると、平成27年12月31日まで延長して実施するんだということになってはいますが、岩手県は、かなりそういう意味では他県と比べて、ほかの宮城県とか福島県に比べて頑張っているんですが、これはさらに延長するということになるのか、この平成27年12月31日で切ることなのか、もうちょっと延ばすということとで要請してるのか、その辺どうなっているんですか、お聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小田市民課長。

○市民課長（小田一君） ただいま東日本大震災に係る一部負担金の免除事業であります、これは岩手県内の市町村が県とともに足並みをそろえて実施している事業でございます、とりあえずといたします、現行制度は本年の12月31日をもって終了するということとありますが、その後の事業につきましては、現在、県のほうで各市町村の意向を取りまとめ中でございます。

大方の市町村は、1年間の延長を希望しているということで、岩手県のほうからは伺っているところでございます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 市長、久慈市としても延長をぜひしてくれということを要請すべき、しているかと思えますけど、どうでしょうか、お聞かせ下さい。

○副委員長（黒沼繁樹君） 遠藤市長。

○市長（遠藤譲一君） これにつきましては、利用されている方にとって、期間延長がプラスになりますので、岩手県に対してはそういう意思表示をしております。ぜひ延長してほしいというふうに申し入れております。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

次に、直営診療施設勘定、歳入、質疑を許します。  
城内委員。

○城内仲悦委員 たしかこの医業で見ると、いわゆる収入がふえるように伺っているんですが、この要因といたしますか、お医者さんについてはこのこととは別ですが、いずれ赤字幅がたしか、市の持ち出しが1,000万円程度減ったというふうに認識してはいるんですけども、その要因は何ですか。

○副委員長（黒沼繁樹君） 長内山形診療所事務長。

○山形診療所事務長（長内実君） 26年度でございますけれども、収入が25年度と比べましてふえてはいない。26年度については収入が減っております、25年度に比べまして。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 確かにお医者さんがいない時期がありまして、それはそうだと思いますが、ただ、繰り入れ金の関係で言いますと、予算で言うと1億1,500万円というふうな計上になっていて、1億1,500万円の予算計上に対して収入済み額が9,550万円。だから、約1,000万円減ってるんですよ。この要因は何なのかお聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 長内山形診療所事務長。

○山形診療所事務長（長内実君） 予算に比べましては、経費節減等で確かに委員さんおっしゃるとおり減っております。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。  
歳出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。  
以上で、質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第3号「平成26年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 起立多数であります。よって、認定第3号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第4号 平成26年度久慈市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○副委員長（黒沼繁樹君） 次に、認定第4号「平成26年度久慈市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1点お聞かせください。この収入未済額が前年度の3倍以上になっているということですが、その要因についてお示しください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 外館収納対策課長。

○収納対策課長（外館清和君） 保険料について申し上げますが、後期高齢者の医療保険料の場合、時効が

一般税と違いまして5年ではなく2年という短い期間でございまして、その分、収納しにくいと申しますか、一般税と同じように対応はしておりますけれども、時効が短いということで、どうしても年度によりまして収納額が落ちるといことがございます。その影響だというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 時効が2年というのは、税と料の違いから来る5年と2年ですか、その違いということですね。

○副委員長（黒沼繁樹君） 外館収納対策課長。

○収納対策課長（外館清和君） 委員おっしゃるとおり、料のために2年ということでございます。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

歳出、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1点。この制度発足と同時に、療養病床の削減。現在でも、高齢者がどこに、介護にしても病院にしてもなかなか落ち着き場所がない、行き先がないということで、大変苦労しております。あっても、軽米とか比較的遠いところに。でも、あればそれでもいいほうですが、そこで、大変な苦労をしているのは、御承知のとおりです。

こういう一つの要因を招いたのは、この制度と同時に療養病床の削減を同時並行で始まったわけです。当初、150近い療養病床がこの久慈管内にもあったと思うんですが、それが順次転用や削減をされてきていると思うんですが、現在の療養病床の状況、どうなっているのかお聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 療養病床の件でございますが、恵愛病院の19床というふうに認識をしております。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 147でしたか、当初。それが今、19床しかないということになりますか、確認。

○副委員長（黒沼繁樹君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） この件につきましては、資料を取り寄せてご答弁させていただきます。

○小野寺勝也委員 了解いたしました。

○副委員長（黒沼繁樹君） ただいまの質疑の答弁は保留とし、質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時54分 再開

○副委員長（黒沼繁樹君） 委員会を再開いたします。

小野寺委員の質疑に対する保留中の答弁を求めます。古屋敷介護支援課長。

○介護支援課長（古屋敷重勝君） ご質問のありました介護療養型医療施設でございますが、第6期の介護保険計画につきましては、過去においては平成24年度に32人という計画で始まっておりますが、現在19人という利用になっています。

これにつきましては、国の方針において、療養型施設は廃止するという方向で進んでいただいておりますが、昨年度において、療養型については継続を検討するということになりましたので、これについては今後の定数の検討にならうかというふうに思っております。

以上でございます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第4号「平成26年度久慈市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」は、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 起立多数であります。よって、認定第4号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第5号 平成26年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

○副委員長（黒沼繁樹君） 次に、認定第5号「平成26年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

歳出、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 これも110ページに実態が報告にな



っておりますが、これちょっと資料的に、例えば訪問介護利用状況ですが、年間延べ回数で2,430回とか、それから入浴も延べ回数で350回というふうにあるんですが、これ例えば年度ごとに平成26年度はこうだと。やっぱり3年ぐらいの数字があると動きがわかるんですが、その辺のデータの的に今、答弁できればいただきたいんですけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

特に、入浴関係です。延べで350だけど、この合計を見ると113人となつてゐるんですが、いわゆる113人の数も、例えばこれはあんまり変化はないのか、あるいはふえてゐるのか、その点、お聞かせください。特に、この入浴サービスについては、介護度が高い方々が、まさに自宅療養をしてゐる方が多いかと思ひますが、非常に重要な施策なわけですけど、この点、数的にはどうなつてゐるのかお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 古屋敷介護支援課長。

○介護支援課長（古屋敷重勝君） ただいまの質問にお答をいたします。

まず、訪問介護でございますが、平成24年には398人、そして4,967回でございます。平成25年においては336人の3,198回ということでございます。平成26年は、委員おっしゃるとおりの数字であります。

それから訪問入浴介護収入でございますが、平成24年は146人の521回、平成25年は131人の454回、平成26年においては、委員おっしゃるとおりの数値でございます。

特に後段ご質問のありました入浴介護でございますが、これにつきましては、まず平均月あたりの人数で申し上げますが、10人前後で推移しております。その10人の入浴を希望する方について、週何回であるというふうな訪問計画を立てるわけでございます。

それから、おっしゃるとおり訪問入浴につきましては、市内1事業者しかございません。それ以外にデイサービスで入浴するという方法もありますけれども、やっぱりデイサービスに出かけるという方につきましては、羞恥心とかそういう部分がございますので、訪問入浴というものについては、おっしゃるとおり月10人程度の需要はあります。

以上でございます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 人数的に、例えば平成24年は対象者が146人になって、26年は113人なんです。これかなり減少してゐるんですけど、この要因は何でしょうか。

それから、あわせていわゆる訪問介護についても、398から今回282ということで、かなり減少してゐるんですが、いわゆる在宅の療養を推進したいという言葉はいろいろ聞かれますが、しかし実態は減つてゐるというのはどうなのか。やっぱり在宅での態勢がなかなか思うようにいかないということから、その分施設がふえてゐるのか。その辺の要因はどういうふうにとらえてゐますか。

○副委員長（黒沼繁樹君） 古屋敷介護支援課長。

○介護支援課長（古屋敷重勝君） 最初の質問の入浴減少の関係でございますが、これにつきましては、やっぱり事業所のデイサービスの充実があります。デイサービスに通うことによって、入浴以外のサービスを受けることができるということで、1日のサービスの需要があるわけでございますので、そのような要望がふえてきてゐるということでもあります。

それから、介護の人数が減つてゐるということもございますが、これにつきましては現在、市の元気の泉のヘルパーステーション以外に、民間が11事業所ございます。民間のほうもふえてきてゐるのが現実でございますし、その地理的なもの、あるいは効率的な時間帯によって、やっぱりそれぞれ利用者が判断するということになります。

以上でございます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第5号「平成26年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算」は、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 起立全員であります。よつて、認定第5号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第6号 平成26年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

○副委員長（黒沼繁樹君） 次に、認定第6号「平成26年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算」を議

題といたします。

歳入、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 水揚げ高です。前年比22.3%、金額でも18.6%ふえているんですが、これ私、あまり魚のことはわかりませんが、ふえた要因といますか、内容、どういう魚種がふえてきているのか、金額も18%増となっていますが、その内容についてお聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 山田林業水産課長。

○林業水産課長（山田一徳君） 当魚市場の主要魚種、3魚種というのがございます。それはイカ、何といてもイカです。これが多いときには過半を占めるときもございます。ちなみに26年度は、金額ベースで45.7%、水揚げ高に占める割合が。続いて多いのが、何といてもサケでございます。この割合が31.7%。そして次にサンマでございます。これが6.7%。この3魚種で、全体に占める割合が84.1%。この主要3魚種というのは、もちろん水物でございますけれども、この比率というのは、この3魚種は主要魚種であるというふうにとらえております。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

歳出、質疑を許します。畑中委員。

○畑中勇吉委員 この中に表彰記念品等での歳出が盛り込まれているんですが、今3魚種が水揚げが多いということなんですが、地元の根魚といますか、地元の刺し網とか定置とかあると思うんですが、その表彰の内容をどういうふうな、外来船が多いのか、地元船がどうなのか、その辺をちょっとお聞きしたいです。

○副委員長（黒沼繁樹君） 山田林業水産課長。

○林業水産課長（山田一徳君） ここでは、表彰等記念品となっておりますが、実は、26年度までは久慈市とすれば表彰したいという意向がございましたけれども、まだ漁船が全般に復旧していないということで漁協の意向もございまして、これがそろった段階で取り組んでいきたいということで、この報償費につきましては、外来船の誘致、サンマ船誘致、イカ釣り船の誘致、トロール船の誘致、これに係る経費を計上しているものでございます。

なお、27年度から、さすがに5年目になりますので、何とでもやってほしいということで、本年度から水揚げ表彰をさせていただいているところでございます。

これについては、6月の総代会の前に水揚げ表彰という形で、久慈市としまして、その開設者の表彰ということで実施をさせていただいたところでございます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 そうすれば、これは表彰という支出の内容ではなくて、漁船誘致のための、例えば大間に行つてイカ釣り漁船の船主なり船頭なりに会つて、ぜひ久慈に来てほしいとか、それから宮古に行つてトロール船の船主なり船頭さんに会つてお願いをするとか、そういうたぐいの歳出の内容だということなわけですか。

○副委員長（黒沼繁樹君） 山田林業水産課長。

○林業水産課長（山田一徳君） 確かにこの摘要欄、ちょっと不適切な部分はあったかもしれませんが、科目として、うちのほうとすれば震災以降も表彰をずっとやりたいということで、この科目に計上しております。本来であれば組み替えとかしてやればよかったんでしょうけども、従前の科目のままで執行させていただいたというものでございますので、ご了承いただきたいと思つています。

○副委員長（黒沼繁樹君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 そういう内容だつていうのはわかるんですが、誘致のための費用という使い方といますか、旅費なのか、どういうふうな支出の内容になっているのか、ちょっと内容をお聞かせいただきたんですが。

○副委員長（黒沼繁樹君） 山田林業水産課長。

○林業水産課長（山田一徳君） これは、久慈市に限らず沿岸、県内の都市でも実際かなりの回数誘致をしているということで、ぜひ久慈市に、その中において久慈市に入つてきてほしいということで、例えば去年はじえじえTシャツを船員の方に着てほしいということでお配りしたりしております。そういった関係の記念品ということでございます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 私、使つて悪いつていうんじゃないで、ぜひ誘致のため、久慈港に入つて水揚げしていただくための誘致の働きかけをぜひ強力にしてほしいと、こういうふうなことでありますし、表彰等につきましても、水揚げ優秀な漁船には、あるいは漁労長には、水揚げの貢献度にご労苦を、ねぎらいを感じていただけるような表彰なり記念品を贈呈していただきたいと

いうふうなことでありまして、もし誘致のための働きかけ等が必要なわけですから、そういう部分も必要だったら、やっぱり別枠でとってしっかりと誘致のための活動っていいですか、事業を遂行したほうがいいのではないかという意味での質問でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 先ほど課長のほうから誘致にかかわって、Tシャツ等をおあげするんだと、相手に対しておあげするというところでございますので、科目とすればこの報償費で該当になるものだと思っております。

それから各生産部の表彰、それについても記念品をおあげするということがなれば、やはりこの報償費の中でということになろうと思ひます。

今、委員さんからご指摘いただいたその点については、備考欄の中でどういう表現できるか。要するに、わかりやすい表現をしていかなければならないのかなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 13節の委託料のところでちょっとお聞きしたいんですが、一つは魚市場微量PCB汚染廃電気、ここの委託料の内容です。それから、海水ろ過装置点検委託料とありますが、この内容についてお聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 山田林業水産課長。

○林業水産課長（山田一徳君） まず、PCBの委託料でございますが、これは非常に毒性の強いダイオキシン類に分類される有毒なものであるというふうに承知しているところでございまして、主に電気系統の絶縁のために使われているということで、ここではトランス部分に使われていたというふうにとらえているところでございます。

なお、この施設でございますが、イワシが非常に久慈市に揚がっていた時期がございまして、13年連続、水揚げ量が県内1位ということで、公害防止施設、血水の処理施設が掘り込み港湾の隅のほうにございまして、その部分でございます。ここに係るトランス部分に、このポリカーボネートが使われているということで、これについては委託業者にしっかりと管理してもら

うことを考えているものでございます。

また、海水ろ過装置点検委託料でございますが、これは久慈市が県から高度衛生管理の魚市場として認定を受けてございます。その関係で、計画に海水ろ過装置、これについてもしっかりと管理していかなければならないということをおうたっておりますので、これが故障するとうろ過装置が使えないということになりますので、高度衛生管理として県から認定を受けている以上、そういった管理についてもしっかりと計上させて取り組んでいくという内容のものでございます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 この委託料、例えばPCBの関係は13万6,512円、それからろ過が9万6,120円ですが、これは毎年必要な金額ということになるんですか。

○副委員長（黒沼繁樹君） 山田林業水産課長。

○林業水産課長（山田一徳君） 公害防止施設、まだ耐用年数がございまして、その間は、どうするかというのは今後検討していかなければならないと思ひますが、とりあえずこれをしっかりとほかに漏れないような形で管理していかなければならないということで、公害防止施設がある限りは、これを計上していかなければならないというふうにとらえております。

また、海水ろ過装置につきましても、この委託料というのは26年度から盛り込ませていただいたところからございまして、今後においても毎年必要であるというふうにとらえております。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第6号「平成26年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算」は、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 起立全員であります。よって、認定第6号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

#### 認定第7号 平成26年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

○副委員長（黒沼繁樹君） 次に、認定第7号「平成26年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 この漁集排水分担金という分担金、

それから実は公共下水道のほうは、名前がちょっと違うんですが、下水道受益者負担金っていうふうになっているんですが、同じようなどちらも下水なわけですが、この違いは何なのかお聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 藤原下水道課長。

○下水道課長（藤原和幸君） ただいまの件についてお答えいたします。

分担金ですけども、分担金は漁業集落排水事業で受益者分担金として、1戸当たり12万円8,000円を徴収しておるところです。これは、公共下水道区域と違い、将来土地利用を考えたとき、下水道整備区域が全て宅地化されるということは考えにくいことから、1戸当たり平均的な宅地面積100坪、約330平米ですけども、平米当たり390円を掛けて積算して12万8,000円をいただいております。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

歳出、質疑を許します。畑中委員。

○畑中勇吉委員 337ページの整備工事の関係についてお尋ねしたいと思いますが、大尻、白前、本波地区のこの事業、これまでの大体の工事の概要と進捗率、それから、これからの年度ごとの工事等はどのような状況になるのか。何回か質問をしている中で、どうも29年度、28年度からちょっとずれこむ、おくれる可能性があるという話をいただいているんですが、最近の状況をお願いしたいと思います。

2点目は、この排水の水質の状況が悪かった時期があるというふうに聞いているんですが、その後の水質検査なんかで、終末からの排水水質の状況がどうなっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○副委員長（黒沼繁樹君） 山田林業水産課長。

○林業水産課長（山田一徳君） それでは、工事の進捗率等についてご説明を申し上げたいと思います。これにつきましては、白前地区につきましては、6月29日に住民説明会という形で、工事の状況等を説明させていただいたところでございます。住民の方の出席者が37名ございました。

お話を申し上げましたのは、やはり復興需要等により工事費が増大してきていると。また、補助の内示率といいますが、半分を切っているような状況にあるという形で、どうしても工事期間というものは後に行かざるを得ないだろうということで、工事期間とすれば、

先ほど畑中委員さんがおっしゃいましたように、平成29年度までとなっております。公式な期間とすれば29年度なんですけど、こちらのほうとすれば、それが2年程度、31年度ぐらいまで延ばさざるを得ないのじゃないのかなと思っておりますが、まだこれは協議しているものではございません。

進捗率でございますが、排水のほう、これが進捗率、工事完了ということで率をとらえておりますが、28.42%となっております。ちなみに次いでに申し上げますと、集落道はゼロ%となっております。

あと申しわけございません。次いでに、先ほどの魚市場の特会のあれをお認めいただいたんですけども、先ほど私、ポリカーボネート、城内委員さんからのご質問で、今後もこれは継続して委託料が計上となるのかというご質問をいただきました。それは、毎年計上するものというふうにお答えをいたしましたけれども、この26年度はその受け皿として、その対策として委託したということで、この1回限り。このポリカーボネートについては1回限りの委託ということで、訂正をさせていただきたいと思います。申しわけありませんでした。

○副委員長（黒沼繁樹君） 藤原下水道課長。

○下水道課長（藤原和幸君） 水質検査の件についてお答えいたします。

異常があつてからその後の水質状況ですけども、その後は特に異常はございません。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 泉川委員。

○泉川博明委員 せっかくでございますので、白前地区の説明を受けたんですけども、ついでに長内地区のほうの説明をお願いしたいと思います。

○副委員長（黒沼繁樹君） 山田林業水産課長。

○林業水産課長（山田一徳君） 大尻地区につきましても、予定より遅れております。その原因とすれば、同じような内容となっているわけでございますが、特にこの地区は埋蔵文化財があるだろうということになってございまして、その調査が必要となります。今、総合防災公園、あるいは国道45号等の調査を行っているところでございまして、そういった関係、一番の大きな理由は内示率、そんな関係で、これも2年程度、28年の完了見込みとなっておりますが、これが30年度、これは計画期間とすれば28年度ですが、担当課と

すれば2年程度おくれることになるのではないかと  
いうふうに思っております。

ちなみに進捗率でございますが、集落排水、これが  
3.91%、集落道についてはゼロ%という状況になっ  
てございます。

以上でございます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 この漁業集落環境整備事業全体のこ  
とですけど、今おやりになっている大尻地区、白前、  
本波地区、これで全て久慈市の漁集の事業が終わりにな  
るのか、まだ未整備の地区があるのかお聞かせくだ  
さい。

○副委員長（黒沼繁樹君） 山田林業水産課長。

○林業水産課長（山田一徳君） こちらでおさえてい  
るのは、今やっているので一応終了。今後は、既に実  
施した維持管理とかそういったことになるだろうと思  
っております。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 以前、いつのことでしたか忘れまし  
たが、漁集が終われば農集もあるんだということも従  
来あったんですけども、例えばもう公共下水道の拡張  
については、私はあまり広げてほしくないと思ってい  
るんですけども、やっぱり漁村集落ごとになっていく  
のか。漁村集落環境整備という制度もありますよね。  
たしか、この漁集が入る前に、私どもは農村集落整備  
事業があつて、三戸とか青森県でも先進的にやって農  
村環境整備事業を視察もしたこともあるんですが、久  
慈市の場合は、沿岸の海水等も含めて汚染を防ぐため  
に漁集が先行されたんですけども、この漁集が終わっ  
た段階で、農集も検討に入るのかその辺。あるいは、  
農集というか、その周辺については合併浄化槽だけ  
でいくのか、その辺どういうふうなお考えになっ  
ているのかお聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） まず、水質汚濁防止法、こ  
れが改正になりまして、市民といいますか、国民全体  
で水質を保全すること。まず、生活雑排水等を排水し  
ないよという努力義務ができましたので、これに  
伴いまして全部の、100%の処理、こういったものを  
進めていきたいというふうに思っております。

ただ、農業集落排水事業につきましては、以前にも  
何回か地域のほうにお話を持ってきておりますけれど

も、同意率が90%を超えなければいけないと。できれ  
ば95%以上というふうなハードルがありまして、これ  
がなかなか住民の方々に理解をいただけてないので、  
今まで事業導入が図れなかったということがございま  
す。今後におきましても、漁業集落排水事業等が終わ  
りましたら、また地域に入って啓蒙活動等から始めて  
いかなければならないのかなというふうにとらえてお  
ります。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 今、部長から答弁あったんですけど、  
水質汚濁防止法が改正になって、100%の国民に努力  
義務が発生したと。これ今時点、努力義務なんですけ  
ど、これがもっと強化される可能性があるのかどうか  
お聞かせください。

それから今、同意率が95%必要なんだということ  
ですが、漁集が終わる年度が大体今、先ほどの答弁だと  
平成31年から30年あたり、大体長引いても終わるんだ  
というふうになりますと、これが終わってから入るん  
では遅いんですよ。やっぱり連動していくんであれば、  
もう今の時点から、どういった形でやっていくんだと  
いう方向を示すべきだし、例えばどこか特定して入っ  
ていくなりして説明していかないと、漁集が終わって  
から取り組んでは、また10年おくれるわけですので、  
もし今の方向がきちっとあるのであれば、そんなに大  
きいエリアでなくてもいいんですが、どの程度のエリ  
アだといいのか。農村集落でもまとまっているところ  
もあるし、そうでないところもあるんですけども、  
その辺は調査していかないと、今の答弁だと、どうも  
立ちおくれるなという気がするんですが、その辺どう  
なのか。その辺の取り組み方について、どうも今の答  
弁では、終わってからじゃまずいと思うんですが、そ  
の点、もし農集にもやるっていうんであれば、そうい  
う方向をきちんと出すべきだなと思いますけれども、  
お聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） 今、公共下水道のほうで、  
久慈市全体の汚水の計画、これの見直しをやってお  
ります。まず、公共下水道でやるか、農業集落、それ  
から漁業集落、それから今あるのはコミュニティプラ  
ント、浄化槽ということになります。これらの見直し  
が、大体ことしと来年ぐらいだと思います。かかると思

ます。これらを経済比較等をしてから、どの地区に入るかっていうのもまたいろいろあるとは思いますが、まずアンケート調査等から、その時期で始めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 公共下水道のいわゆるコストがどんどん高く、将来に影響してくるんだと。例えば管渠が未来永劫ではないですから、あれを延ばせば延ばすほど、将来の負担がふえてくるんだということが一つあるわけです。そういった意味では、私あまり、さっき言ったように拡張すべきでないと思っていますが、同時にいわゆる合併浄化槽を今推進もしていますよね。要は、その合併浄化槽の水を流せる水路さえあれば、これはどこでも使えるわけです。そういった意味では、その辺とあわせてやっていかないと、その計画が、この地域はこういう水路があってここに流せるんだということがあって、やっぱり計画が進むと思うんで、そういった点では、その調査する際に、きちんとそこまで調査してやっていかないと前に進まないと思うんで、その辺も含めて、この地域にはこういう水路を整備すれば合併浄化槽で十分だというふうなことがあろうかと思うし、私使ってみて、合併浄化槽の経費、そんなにからんですよ。年に1回、県の調査ありますけど、それも四、五千円で済むわけですけども、本当に合併浄化槽の優位性も含めて、これはきちんと検討すべきだと思いますが、お聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） 合併浄化槽から出る水の処理でございますけれども、これも以前は側溝等には入れさせないということでしたけども、今現在は入れて構わないというふうになってきております。

それから、先ほどお話がありましたけれども、水質汚濁防止法の努力義務ですけれども、これが強化されるかということですけども、まず今、水質汚濁防止法が改定になったばかりですので、まずしばらくはこの状態で行くのではないかなと。また、個人のお金がかかることですので、しばらくはこの状態で行くのかなと思っております。

また、先ほどの下水処理の区分けになりますけれども、これにつきましては、今現在、人口減少、これが続いているということで、合併浄化槽がかなり見直さ

れております。そういうこともありまして今回、かなりの部分が集落排水とか公共下水道から浄化槽のほうに移るのではないかなというふうに想定しております。

今後におきましては、人口減少を考えていきますと、合併浄化槽、こういった方向で考えていくところが多くなるのではないかなというふうにとらえております。以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第7号「平成26年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」は、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 起立全員であります。よって、認定第7号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

認定第8号 平成26年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

○副委員長（黒沼繁樹君） 次に、認定第8号「平成26年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 この負担金、公共下水道受益者負担金のことですが、先ほど分担金と負担金の関係で聞いたんですけど、漁集は分担金で、100坪で12万8,000円というふうにいただいていると。たしか負担金については、これもたしか1平方メートル390円ですか、同じですか、だというふうに伺っていますが、これは公共下水道と考え方が違うかもしれませんが、片一方は100坪で計算して12万8,000円で済んでいると。ところが、公共下水道は、田舎に行けば行くほど、いわゆる宅地以外のその周辺の畑とか全部入っちゃうんですよ。これ、私は異常だと思うんですが。

当時、私、そういう説明を受けたことがないので、宅地の部分にかかるだろうと思っていますが、宅地以外の原野も畑も1平方メートル、390円かかるんですね、負担金として。これ、ある方は100万円を超えるんですよ。こんなことで公共下水道やって、受益者負担だって税金を納めている、固定資産税を払ってる、この事業があったおかげでさらに100万円の負担です。これは、もう大変な負担だと思いますよ。

このことについて、これは条例で決めていたと思いますけども、法律なのか、ちょっと私、まだ勉強していませんが、条例だけで決めてるのか。その辺は、決め方なのか、漁集は100坪で12万8,000円で済んでると。片方は、もう制限がなくて100万円を超えてるんだという実態があるんですよ。このことについてどうぞ認識されていますか。お聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 藤原下水道課長。

○下水道課長（藤原和幸君） ただいまの受益者負担金のことでございますが、公共下水道の受益者負担金は、都市計画法第75条を根拠に、下水道整備により利益を受ける方から、事業に要する費用の一部として負担していただいて、負担の公平を図っているものでございます。

受益者負担金の面積が広い方に大きな負担がかかっているということでございますが、事業により整備された土地は、未整備の土地と比べて利便性や快適性の面で土地の利用価値が向上して、高度利用が可能となる。そのことから、地積に応じて負担をしていただいております。

また、広い土地の中でも、汚水が流れるまでは猶予制度がございますので、汚水が流れる状態になったら負担していただくということにしておりますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 利便性向上って言いますが、だから先ほど漁集の説明では、漁集の範囲は宅地化がされないだろうということから、100坪で12万8,000円と言いましたね。片方は、そういう可能性があるから、使わない分は猶予制度があるんだって言いますが、猶予っていうのはただ延ばすだけなんです。減免でもないし、猶予ですよ。

これは、面積についても、広い土地、地域へ行くほど、例えば今、寺里公民館のあたりまで来てきますよね。小久慈は市営住宅まで行っていますよね。あの中で、結局、農家がまだいっぱいあるわけです。農家っていうのは、ご存じのとおり、今は機械化してあれですけど、当時の百姓というか稲作ははせばがなければいけなかった時代があるんです。そういったところがまだ残っているわけです。それにもみんなかかっちゃうんです。

もう一つ私、疑問に思ったのは、例えば道路として

今使っていると。ただし、道路として使っていたけれども、道路で使って税も減免になっていると。しかし、1戸、2戸以上使わないと、固定資産税のほうかな、そちらで道路として認めないという中で、それも免除じゃなくて猶予なんですよ。道路ですよ。そんなことやって、本当に私はこれは第二の税金みたいなもので、大変な負担になっていると。

このことについて、やっぱりもっと軽減を図れるような条例で、390円は条例で決めていると思うんです。これは法律、先ほど都市計画法第75条はそういうことができるんだと。しかし、条例で390円決めているわけです。この中身についてもっと検討をするなり、あるいは街なかの宅地が進んで、いわゆる宅地しかないんだと。せいぜいあっても庭が100坪以下だと。そういうところだと、こういうやり方でいいかもしれせん。

しかし、これが拡大して拡大して、田舎まできたときに、今のような現象が起きているんですよ。ぜひこれは、そんな今、農業が大変なときに、土地があるからってそんな負担されたって、どこから出せるんですか。土地売って出せていうことですか。そうなりますよ。だから、このことについて、そういう実態が見えてきたということをもえながら、これ本当に真剣に軽減の対応をしていただきたいと非常に思うんですが、どうですか。こんな負担できますか、本当に。

あなた方が計算して、これぐらいあるから390円かけて1平方メートル、面積かければ出せばいいかもしれません。出されたほうも、それは大変ですよ。ぜひこの点は条例でどう対応できるのか、それも含めて検討をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○副委員長（黒沼繁樹君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） この分担金でございます。公共下水道が始まる最初が、まず都市計画事業ということで始まっております。このような分担金をいただくことが先ほどできるということで、課長のほうからお話があったと思いますけれども、宅地がどんどん郊外のほうに行くということで、猶予を設けております。これは、猶予ですので、ずっと使わないと。要は、農家であれば、先ほど言われたはせばでもいいですし、倉庫、小屋でもいいです。トラクター等を置いておくところでもいいし。こういったところは水を使わないということですので、ずっと農業を続けていく限り猶

予していきますけれども、将来、息子さんが返ってきたということになって、その一部を使うというふうな場合、その猶予の家の部分について、公共ますは市のほうでつけますので、やはりその部分、公共ますをつけて使っていただくときには、その猶予を外していただくというふうな形になるかと思います。

これは、全国的に大体、ほとんどのところでとっているところですので、ご理解のほどよろしくお願いたしたいと思います。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 理解できませんよ。ぜひ、これは軽減策を考えてください。何ぼ猶予たつて、結局、相続になってるんです。自分の代で終わりじゃないですよ。さらに次の世代まで、これはつなぐってということになるですよ、それは。今の言い方しますとね。そんなことされちゃあ、帰ってきたくても帰ってこれないんですよ、そうなるって。帰ってきたって、それ負担しなきゃならないでしょう。

ぜひ、これは軽減策をして、片一方では分担金で12万8,000円で済んでいるのに、片方は際限なくとるってことについては、これはどこかで上限が必要だと。国保税でさえ、ちゃんと上限はあるんですよ。何でこれに上限がないんですか。そこは条例で検討してほしいし、これなければ議会としても本当に条例改正出してやっていかないと、本当に市民の関係者、負担金でつぶされますよ。だから、ぜひこれは条例改正できるわけですから、390円は面積がふえたら300円でも200円にするとかっていう形で、390円の額をランクで、ちょっと面積によって減らすとかっていうことを考えるべきなんです、これ。面積が多くても少なくとも390円というのはおかしい話で、もうちょっと住民のこと、市民のことを考えた政策にしていきたいんですが、今の答弁では納得はいきませんので、軽減策についてもう少し考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○副委員長（黒沼繁樹君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） 390円は、公共下水道始まってからずっとこの金額でやっております。この金額は、県内でも低いほうでございます。将来的に、その家で、家があるうちの家の部分について賦課して、それ以外の部分は猶予という形で、もしご子息等が帰ってこられても、その家で水等を使っているのであれば

そのままということになりますので、また、今は郊外のほうでも家が建ってきているところもございます。そういった場合、利用を考えますと、やはり賦課していかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 猶予って言いますけど、だから猶予は外してくださいよ。宅地だったら、最大限宅地の部分という、ちゃんと宅地で分筆してあるわけですから、宅地の面については確かに払ってもいいかもしれません。それ以外に使っていない場合、猶予じゃなくて、それは新たに発生したときに使えばいいんですよ。そうでないと、猶予っていう形でやっても、それは本人にとれば納得いきませんので、その使っていない分については外すと。現に宅地を使っているものについて、きちんとその分については面積あるわけですから、そこについては負担金を求めるということについては、私はノーは言いませんよ。

しかし、猶予、猶予ってというのは、すごく負担ですよ。したがって、その辺の検討も含めてお願いたしたいと思いますが、いかがですか。

○副委員長（黒沼繁樹君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） 下水道を整備していく場合ですけど、公共ますが要らないよと、ここは使わないよというような場合は、公共ますをつけておりません。そういった場合につきましては、負担金も要らないと。ただ、将来にわたって、いやここにつくるかもしれない、公共ますほしいという方には、公共ますをつけております。それで、分担金をいただいているということでございますので、その辺、微妙な確かに境はあると思えますけれども、それは担当のほうにお話していただければ、今使っている場所で賦課すると。それ以外の部分については猶予というふうな形になりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○副委員長（黒沼繁樹君） 山田委員。

○山田光委員 ちょっと確認でございますが、今、その猶予の関係に絡むわけでありまして、道路位置指定をとれるわけです。道路位置指定をとれば、将来にわたって道路位置指定をとった隣接の地目に関しては、住宅は建てられるわけです。建築家も確認をとりやすいわけですが、そういう道路位置指定をとった場合に

については、猶予されないということによろしいのでしょうか、いかがでしょう。

○副委員長（黒沼繁樹君） 藤原下水道課長。

○下水道課長（藤原和幸君） 道路位置指定については、公衆用道路とみなしまして、賦課しておりません。以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 山田委員。

○山田光委員 道路についてはそのとおり、道ですから、それは分かります。そこで道路位置指定とったところの接している土地、接続地、これについてはどうなのかと。これ、非常に有効なんです。今、相続関係でよく出てくる。そのほうが得なんです。どっちかという。相続ができない、判こもらえなくて、道として、もう寄附も出せないどうのこうのあたりは、そういう道路位置指定をとるような形にしたほうが、後から判こもらわずに、関係者から判こもらわなくてもいい、あるいはそういったことが有効な方法あるんです。

そういったことで尋ねました。その隣接地の関係です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 藤原下水道課長。

○下水道課長（藤原和幸君） 道路位置指定の接続する土地にかかわる負担金ですけれども、下水道が整備されれば負担金は賦課されます。

猶予も家が建つまでは、汚水が流れる状態になるまでは猶予ができます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 砂川委員。

○砂川利男委員 下水道にかかわって、多額な負担が生じると。もともと下水道は5万人以下の人口のところで導入すると、自治体の財政が破たんするとも言われているぐらい金食い虫の事業だと言われてもおもしろい。昔は、汚水処理を地域に導入すると、その首長さんなり何なりの政治的手腕というような形に誤解されてきた経緯があると思うんです。

そういった中で、北海道の夕張市の破たんにおいても、公にはこの下水道が出てこないんだけど、破たんの原因の中には、かなりのところ下水道普及率がそこは80%から90%ぐらい比率が高いということも明らかになってきている。

そういった現状からすれば、下水道を見直さなければならぬという方針が、国のほうでも出されて、今の現状では、下水道法に伴って下水道が通ったところ

は、遅滞なく浄化槽であろうとくみ取り便所であろうと、接続しなければならぬ法体系になっているというように聞いているんですけども、こういう中から現実的な対応を見直してくださいよというのは、建設省のほうで出しているはずなんです。

ですから、そういった面で、これから自治体の財政を考えていく上では、見直していくいい機会が訪れたのではないかなというふうにありますので、そういった部分を含めて、検討をされて取り組んでいかれるほうがよろしいのではないかなというふうに思うんですが、その考え方をちょっと聞かせてください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 先ほども建設部長からお答えしましたとおり、今、国交省の下水道課といろいろ久慈市の公共下水道なり合併浄化槽なり農集なり漁集なり、どうあればいいのかということで研究をし、あるべき姿の計画をつくっていくということで今、今年度と来年度、2カ年でもってこの計画をつくるということになっておりますので、その中で将来の方向性を決めていきたいというように考えております。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

歳出、質疑を許します。佐々木委員。

○佐々木栄幸委員 一般質問でもお話ししましたが、長内町の大平地区のポンプ場の建設に絡んで聞き漏らした点がありましたので、お聞きしたいと思います。

現在、土側溝であるわけですが、これを幾らか整備していくために、コンクリートの側溝の建設をすべきじゃないかと思うんですけども、お伺いします。

○副委員長（黒沼繁樹君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） その点については、どうあればいいのか今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 佐々木委員。

○佐々木栄幸委員 さきの一般質問でも、建設はするんだけどいつになるか見通しがつかないというか、検討はすると言っていますけれども、それまでの間にしても、土側溝をどうにかコンクリートの側溝にし、またさらに面を、幅を拡幅するような形でないと、住民の方々はどうにも理解しないというお話も入って

ます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 住民の方が理解しないというお話でございますけども、先ほどもご答弁申し上げましたが、どうあればいいのか、今後検討をしていきたいと思っております。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 さきの常任委員会の答弁の中で、人口3万人以上について今後、公共下水道の企業化が図られると。国の指導があるんだという答弁あったと思いますが、いわゆる公共下水道を企業会計化したときに、いわゆる使用料の値上げというふうにかかわってくる、使用料の関係です。現在、直営でやっているわけですが、その辺はどういうことになるのか。国の指導というのは人口3万人以上って言ってました。どうしても久慈市が入るわけですけども、その辺、現在、企業会計は水道だけなんですけど、さらに公共下水道もそういった方向になっていくのか、どういう考えをお持ちですか、今のところは。

○副委員長（黒沼繁樹君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） 国のほうの指導がありまして、公共下水道事業も企業会計のほうに移行しなさいと。今、委員がおっしゃったとおりでございます。これにつきましては、移行について今、委託をかけてどのようにしていったらいいか、また経営のシミュレーション、これらもやって、どのようにしてスムーズな移行をしていきたいかというふうなことを今、委託をかけながら検討をしているところでございます。

以上です。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 計画のめどはどういうことですか。

5年とか3年とかというめどですか。

○副委員長（黒沼繁樹君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） 国の指導は、32年までに移行しなさいよということでございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 含めてお知らせください。——あるんですか。その辺を。

○副委員長（黒沼繁樹君） 中森建設部長。

○建設部長（中森誠君） それはないと思います。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第8号「平成26年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」は、認定すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 起立全員であります。よって、認定第8号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

#### 議案第9号 平成26年度久慈市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○副委員長（黒沼繁樹君） 次に、議案第9号「平成26年度久慈市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題といたします。

説明を求めます。中森水道事業所長。

○水道事業所長（中森誠君） 議案第9号「平成26年度久慈市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、ご説明を申し上げます。

本案は、平成26年度から適用となる地方公営企業会計制度の見直しに伴い、みなし償却制度の廃止にかかわる経過措置により発生した利益の処分として、平成26年度久慈市水道事業会計未処分利益剰余金から3億3,514万8,717円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決裁賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 説明が終わりました。

質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 新しい会計に変わるんだということで、その会計、どういうふうになるのかちょっと説明できますか、してもらえますか。

○副委員長（黒沼繁樹君） 櫛桁水道事業所次長。

○水道事業所次長（櫛桁善一君） 今回の改正の内容でございますが、まず資本制度が変わりまして、そのほかに会計基準が変わったということでございます。

今回の会計基準の見直しによりまして、市の事業に対して、大体4点ほどが影響してくるということで、まず借入資本金制度の見直しで、従来、資本に計上されておりました建設改良などに充てた企業債を今まで

は資本剰余金として資本のほうに計上してございましたが、今回、負債のほうにそれぞれ1年以内のものは流動負債、1年以上のものについては固定負債ということで計上しなさいということになりました。

あと、補助金にかかわって、みなし償却制度が廃止となった。これが、今回議案として計上されてる部分の内容でございます。これについては、今までは任意でございましたが、みなし償却制度を採用することによって、これまで取得した価格から補助金を除いた価格を帳簿価格として、安い価格としてそれを減価償却していたということで、いわゆる減価償却が低く抑えられていたということでございます。その後、みなし償却制度が今回廃止されたということで、全て国庫補助金とかそういったものについても減価償却等しなさいという流れになったものでございます。

あとは、引当金の計上義務でございます。将来発生する損失や費用などに係る部分については、要件を満たすものについては計上しなさいということで、今回うちのほうでは賞与引当金、あと貸し倒れ、将来もしかすれば不納欠損といえますか、収納できないというような額をあくまでも見積もりで計上させておりました。

あとは、キャッシュフロー、計算書でございます。これについては現金の動きでございまして、損益計算書や貸借対照表の中ではわかりにくい、そういった部分をキャッシュフロー、現金の動きに応じてフローで表したものとなっております。

大体、この辺が今回の会計基準の内容になります。

以上でございます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 城内委員。

○城内仲悦委員 このことによって、例えばみなし償却制度が廃止になって、今まで低く見積もっていたのが今度は全部入れちゃうということは、償却が膨れることでしょうか、償却の内容。そうすると、いわゆる会計そのものにも大きな負担となって返ってくるんじゃないですか。償却の、そういうふうには理解していいの、ちょっと。今まで小さく見積もっていたのが、それが大きくなるんでしょう。それが、いわゆる貸借対照表でつくったときに、利益が赤字が、今回もふえてるんですけど、計算上どう出てくるのか。そういった負債にする、あるいは資本にする。例えば、借入金を今まで資本に計上していたのを負債に計上するんだと

いったときに、流れるにこれは今までの会計等のかかわりどう変化してくるんですか。お聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 櫛桁水道事業所次長。

○水道事業所次長（櫛桁善一君） 今、委員おっしゃられたとおり、補助金等に係る分の減価償却がふえるわけでございます。そのかわりと言いますか、それまでの補助金等については、負債の部に繰り延べ諸益、長期前受金として計上させていただいております。

それから、その減価償却に見合った分を収益化しなさいというのが、今回の会計基準の見直しの内容になります。ですから、みなし償却制度を適用したものについては、減価償却も膨らみますけれども、長期前受金からの収益化もふえます。イコール損益計算書の中では増減はないと。プラスマイナスゼロというような格好になります。

ただ、今回、ご提案申し上げておりますこの議案については、みなし償却を適用していなかったそういったものについては、減価償却は行われていたわけです、補助金分についても。ただ、収益については、もう取得のときに使っていますので、それらについては収益とはなっていないと。損益計算書の中では収益とはなっていないということで、それについても同様に、先ほどのみなし償却適用と同じように、長期前受金から収益化しなさいということになりますので、減価償却についてはふえないんだけど、長期前受金からの流入がふえるということで、それが過去の方もさかのぼってやりなさいということで、今回3億3,514万8,717円ですか、過去の分が出てきたと。これについては、いわゆるもう使っておりますので、現金として伴わないものですから、今後のそういった修繕とかさまざまな費用に使えないということで、今回、資本金のほうに繰り入れたいということでご提案申し上げているものでございます。

以上でございます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第9号「平成26年度久慈市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 起立全員であります。よ

つて、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

**認定第9号 平成26年度久慈市水道事業会計
決算**

○副委員長（黒沼繁樹君） 次に、認定第9号「平成26年度久慈市水道事業会計決算」を議題といたします。

初めに、決算報告書、収益的収入及び支出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

次に、資本的収入及び支出、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

次に、損益計算書、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1つは減価償却、見ているとここ数年っていいですか、毎年2,000万円から3,000万円の減価償却費が膨らんできてますよね。これは、恐らく山形の施設更新にかかわってのものかなと思うんですが、改めてお聞かせいただきたいし、このいわゆる毎年2,000万円から3,000万円の減価償却費が更新のかかわりで、いつごろまでこういう状況が続くのか。減価償却は毎年出るわけだけでも、その点いかがですか、お聞かせください。

それから、もう一つ、資産減耗費が金額的にはそうでないんだけど、前年度実績と比べて7割近くふえてますね。その理由についてもお聞かせください。

○副委員長（黒沼繁樹君） 櫛桁水道事業所次長。

○水道事業所次長（櫛桁善一君） 減価償却費の内容でございます。これにつきましては、ふえてございます。これは、委員おっしゃりました山形の統合簡水、これについてはことし一部供用開始いたしましたので、27年度の決算から出てくるような格好になります。ですから、これは今までのやつの減価償却費の累計が出てきているというような積み重ねになります。

あと、資産減耗費につきましては、これは除却による資産減耗でございますが、半崎の配水管、巽山配水池の機械電気計装設備、あと市道久慈湊大湊線配水管移設等々によりまして、除却になったものでございます。

山形の施設の工事でございますが、今現在、30年度までの工事になってございますので、それ以降、減価

償却がふえていくというような格好になるかと思いません。

以上でございます。

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

次に、剰余金計算書、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

次に、剰余金処分計算書、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

次に、貸借対照表、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

それでは採決いたします。認定第9号「平成26年度久慈市水道事業会計決算」は認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副委員長（黒沼繁樹君） 起立全員であります。よって、認定第9号は認定すべきものと決しました。

~~~~~

**閉会**

○副委員長（黒沼繁樹君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。委員各位のご協力に対し、感謝を申し上げます。

これをもって決算特別委員会を終了いたします。

午後0時09分 閉会